最終更新日：2015年7月2日
株式会社アルゴグラフィックス
代表取締役　会長執行役員（CEO）藤澤　義麿
問合せ先：03(5641)2037
証券コード：7595
http://www.argo-graph.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、安定成長の継続的な確保と財務基盤の更なる強化に向けて、的確かつ迅速な意思決定と機動的な業務遂行を可能とする経営体制を整備し、事業運営におけるチェック機能、とりわけ法令遵守の風土を確立することによって経営に対する信頼性を確保すると共に、全てのステークホルダーに対する経営の透明性を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの主要な目的と考えております。
当社は、監査役設置会社形態を採用しており、4名の監査役の内、3名を社外監査役とすることで、客観性の確保に努め、監査役による監査機能が十分発揮できる体制としております。さらに、社外取締役を招聘することにより、経営の透明性、公正性の確保に努めております。
当社は、投資家への情報開示の重要性を認識し、適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
SCSK株式会社	2,370,000	21.65
株式会社アルゴグラフィックス	500,250	4.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	440,100	4.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	389,700	3.56
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERS HIP LP	348,000	3.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	305,200	2.78
藤澤　義麿	294,500	2.69
株式会社電通国際情報サービス	266,000	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	231,400	2.11
堀田勝正	200,000	1.82

支配株主（親会社を除く）の有無	SCSK株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主であるSCSK株式会社及びその企業グループとの取引等に関しまして、資本関係のない取引先と通常取引をする場合と同様の条件で行い、少数株主に不利益を与えることのないよう対応します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤　俊彦	他の会社の出身者											
福永　哲弥	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、eおよびfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　俊彦	○	日本ユニバック(現日本ユニシス)株式会社の常務執行役員経験者であります。	IT業界において長きにわたり業務に従事しており、豊富な経験と知識を有しているため。
福永　哲弥		SCSK株式会社の取締役専務執行役員であります。	会社役員、CFOとして豊富な知識と経験を有しているため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期毎定期的に、および随時に、会計監査人である監査法人からの報告を受け意見交換を行っております。
内部監査担当は、監査役と随時会議を開催し、監査計画を連携して立案し、社内各部門および子会社の法令遵守の状況および業務全般にわたり監査し、問題点の把握と改善に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松島　克守	他の会社の出身者													
小島　武雄	他の会社の出身者													
寺崎　志野	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松島　克守	○	石川島播磨重工業株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社での勤務経験があります。現在は他の会社の社外取締役及び社外監査役であると同時に、東京大学名誉教授も務めております。	IT業界での長年の経験と知識をベースに、プライスウオーターハウスコンサルタントにおける経営コンサルタントとしての経験、東京大学での経営学の研究活動など、高度な専門知識を有しているため。 社外の目による経営に対する監視強化及び少数株主保護の観点から独立役員に選定しております。
小島　武雄	○	株式会社NTTデータをはじめ、その関連会社において勤務経験があります。	情報通信業界を代表するNTTグループにおいて長きにわたり経営の中枢を担い、また監査役 として経営をチェックする側の経験も有しているため。 社外の目による経営に対する監視強化及び少数株主保護の観点から独立役員に選定しております。
寺崎　志野	○	東レ株式会社及びその関連会社において勤務経験があります。	東レ及びその関連会社において当社の業務とも関係するアパレルCADの開発及び営業に長年携わり豊富な知識と経験を有しているため。 社外の目による経営に対する監視強化及び少数株主保護の観点から独立役員に選定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

（1）業績連動型報酬制度
　当社単体及び連結の営業利益、経常利益、売上高及びROE等の予算達成率及び前期比伸び率等を総合的に勘案し、翌期の役員報酬と当期の役員賞与に反映しております。

（2）ストックオプション制度
　ストックオプションの付与対象となる従業員とのバランス、取締役の役職及び会社への貢献度等を総合的に勘案し付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年5月31日現在のストックオプションの概要は以下のとおりです。

実施番号　付与対象者　付与人数　株式数　権利行使期間

第7回　当社従業員ほか　141　111,200　平成23年6月19日から平成28年6月18日まで

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円を超える報酬を受けている取締役がいないこと、また個人情報にあたることから個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名でありますが、これをサポートする専任要員は置いておりません。
しかしながら、社外取締役及び社外監査役の求めに応じて、管理スタッフ部門及び営業部門が随時情報提供を行っておりますので、当面、専従の要員は必要ないと判断しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行の状況
第31期事業年度（平成26年4月1日から平成27年度3月31日まで）は、取締役10名、監査役4名の体制で監査役設置会社形態のガバナンス体制で経営を行ってまいりました。取締役会は計16回開催され、経営状況を定期的・連続的に把握すると共に、各種意思決定を的確かつ迅速に行ってまいりました。
また、当社は平成11年度から、各事業部門の長と常勤取締役によって構成される執行役員会制度を採用しております。第31期事業年度は、取締役8名に主な事業部門の長5名を加えた13名の体制で、計12回の執行役員会が開催され、販売活動、顧客サービス活動及び組織運営上の日常的諸問題に関し、活発な意見交換と迅速な対応策の協議等を行ってまいりました。常勤取締役が執行役員を兼務することとしたのは、会社の運営・管理と販売や顧客サービスの提供等の中核的諸問題とは不可分であるとの判断によるものであります。
さらに、会長を含む本社の執行役員と主だった事業部長が出席する連絡調整会議が毎週開催され、現場レベルの重要事項について意思決定を迅速に行い、顧客対応等について機動性を確保する体制をとっております。
各子会社の取締役会は、月1回開催され、当社派遣の取締役・監査役が出席して経営の報告を受けるとともに、当社としての意見を表明しております。

（2）監査・監督の状況
第31期事業年度（平成26年4月1日から平成27年度3月31日まで）における監査役監査は、監査役監査基準及び第31期監査計画に基づき、各取締役の業務執行状況全般について監査するとともに、当期は特に内部統制の有効運用に重点を置いた監査を行い、取締役会に対して提言を行ってきました。また、常勤監査役は、社内の重要な会議に出席するとともに、各会議体の議事録や決裁書類等の閲覧、各部署や子会社への訪問監査の実施等により、グループ全般にわたる業務の執行状況や問題点を把握しております。監査役会は、計13回開催し、各監査役の監査状況の報告や経営上の問題点について協議しております。また、会計監査人からは四半期毎の定期会合や随時に報告を受け、意見交換を行っております。
当社は、代表取締役会長直轄の組織として内部監査担当を1名任命しており、内部監査担当は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づいて内部監査年間計画を策定し、所定のチェックリスト等により、当社及び子会社の業務活動全般にわたり、単独で又は監査役と協力して、訪問監査・書類監査を実施し、問題点・課題等を代表取締役会長に報告し、また必要に応じて取締役会及び執行役員会にも報告しております。

（3）会計監査の状況
当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。第31期事業年度において当社の会計監査業務に従事した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

指定有限責任社員	沼田　敦士、三井　勇治
会計監査業務に係る補助者の構成	公認会計士3名、その他4名

（4）報酬等の決定に関する方針
役員の報酬は、世間水準や事業の状況を考慮し、株主総会において承認された報酬額の限度内で、取締役については取締役会において、監査役については監査役会の協議において決定しております。
また、取締役の賞与については、会社の事業成果を反映することを基本として支給総額を算出し、その配分については取締役会で決定しております。なお、監査役の職務は事業の成果とは独立的であるべきとの判断から、平成18年3月期より監査役に対する賞与は支給しないこととしております。

（5）監査役の機能強化に関する取り組み状況
現在、当社は監査役の職務を補助する専任の使用人を設置しておりませんが、監査の実効性を高めるため、経理部、営業管理部、情報システム部、総務部、業務部等が監査役に積極的な情報提供を行っております。
また、内部監査室を設置し、監査役と連携をとることで監査機能の強化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社形態を採用しており、各監査役及び監査役会は独立した機関として、会社がその社会的責任に背くことがないよう「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」で述べた趣旨の実現を目指して、取締役の業務を監視及び監査しております。
当社の取締役会では経営に関して監査役を含め活発な議論がなされていること、及び当社の業容から見た取締役会の適正規模、社外取締役を招聘していることなどを総合的に勘案した結果、監査役設置会社形態が最適と考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会出席者の増加を促すために集中日を避けております。 第21回定時株主総会は平成17年6月24日、第22回は平成18年6月22日、第23回は平成19年6月21日、第24回は平成20年6月19日、第25回は平成21年6月18日、第26回は平成22年6月17日、第27回は平成23年6月16日、第28回は平成24年6月21日、第29回は平成25年6月20日、第30回は平成26年6月19日、第31回は平成27年6月18日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成12年度第2四半期より四半期毎に、平成21年度からは半期毎に継続して開催しております。開催時期は決算短信発表直後であり、説明者は代表取締役会長（CEO）及び代表取締役社長（COO）であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、定時株主総会招集通知、定時株主総会決議通知、定時株主総会株主通信について掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理統括部をIRに関する専門部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は経営の透明性を高めていくことがコーポレートガバナンス上重要であると認識し、株主をはじめとする各ステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行っております。
その他	株主に対しては適正な配当にて利益還元すべく、業績連動方式を基本とするなか、配当金額の継続性・安定性にも配慮しております。 取引先に対しては、良好な関係を維持継続できるよう合理的な取引を行うことを基本としております。 また従業員に対しては、ストックオプションの付与等により個人の資産形成にも配慮しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

平成27年３月31日現在の内部統制システムに関する基本方針及びその整備・運用方針は以下のとおりであります。

■　基本方針

当社の内部統制システムに関する基本方針は、以下の４点に集約することができます。

(1)経営者が、内部統制システムの重要性を認識し、自らその整備を推進する。

(2)経営者は、内部統制システムが有効に機能するよう、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）にその重要性を認識させ、実行の徹底を図る。

(3)内部統制システムの構築に際しては、当社グループの規模・事業の性質・企業風土等を考慮し、過不足のない必要十分な水準で構築・整備する。

(4)内部統制システムが適切に機能しているか否かを常に監視し、社内外の環境変化等に応じて見直し及び改善を図る。

■　整備・運用方針

当社の内部統制システムの整備・運用方針は以下のとおりであります。

(1)当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「法令等遵守規程」、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「決裁手続規程」、「決裁基準」等に基づき、法令、社会規範及び社内規則を遵守し、倫理的な活動を行う。

・コンプライアンス体制の強化のため、コンプライアンス委員会を設置し、適切な教育等を通じ周知徹底を図っている。また、コンプライアンス・ガイドブックを制定し、全社員に配布している。

(2)当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社グループの取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」等に従い適切に保存・管理する。

・災害対策方針（ディザスター・リカバリー）を制定し、データ・バックアップの対策を講じている。また、情報の漏洩等の情報セキュリティーに関する規程を制定し、適宜従業員向け研修を行っている。

(3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制

・「危機管理規程」、「個人情報保護規程」、「情報の流失防止等に関する規程」、「インサイダー取引に関する規程」、「与信管理規程」、「経理規程」等に基づき、リスク発生の未然防止やリスク発生時の適切な対応に努める。

・代表取締役会長直轄の組織として内部監査室を設置している。内部監査室は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づいて定期的監査を実施し、問題点・課題等を会長に報告し、また必要に応じて取締役会及び執行役員会にも報告する。

・内部監査により、万一、法令や定款に対する違反行為等による損失発生の可能性が発見された場合には、直ちに会長及び取締役会に報告し、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等を把握し、会長または会長が任命する対応責任者がこれに対処する。

・リスク管理体制をより強化するため、コンプライアンス委員会がリスクの把握・分析及び対応策等の立案を行っている。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営計画については、経営理念を機軸に毎年当社単体及び連結の年度計画及び中期計画を策定し、これに基づき各業務執行部門が目標達成のための活動を行う。

・経営目標の進捗状況については、毎月開催される取締役会・執行役員会にて報告され、必要に応じて対応策を検討する。

・経営の意思決定は、「取締役会規程」、「執行役員会規程」に基づき、取締役会、執行役員会で協議の上決定する。

・日常の職務遂行については、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「決裁手続規程」、「決裁基準」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

・権限委譲、決裁基準等は適宜見直しを行い、さらに効率性を高める。

(5)当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・「関係会社管理規程」に基づき定常的に提出される経営資料を分析・評価するとともに各子会社の取締役会には兼務する当社役員が必ず出席する。

・内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、内部監査年間計画を策定し、当社及び子会社の内部監査を実施する。

・内部監査により、万一、法令や定款に対する違反行為等による損失発生の可能性が発見された場合には、直ちに会長及び取締役会に報告し、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等を把握し、会長または会長が任命する対応責任者がこれに対処する。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人に関する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は、監査役会の承認に基づき、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができる。補助すべき使用人が社員で、担当職務と兼任で監査役補助職務を担う場合は、監査役補助職務に関しては監査役の指揮命令に従う。職務を補助すべき使用人の任命・解雇・配転等の人事異動あるいは賃金・その他報酬等の雇用条件については、監査役会の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立及び監査役会の指示の実効性確保に努める。

(7)当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社グループの取締役は毎月開催される取締役会において、以下の業務執行状況を監査役に報告する。

ー内部統制システムの整備・運用状況

ー当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更状況

ー業績及び業績見込み、重要開示書類の内容

・当社グループの取締役及び使用人は、必要な報告および情報提供を行う。監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・経理部、営業管理部、総務部、人事部、業務部等が監査の実効性を高めるため、監査役に対して積極的な情報提供を行う。

・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社グループは、すべての利害関係者から継続的な信頼をいただくために、反社会的な勢力や団体とは一切の関係を遮断し、これを排除すべく毅然たる態度にて対応することを基本方針としております。

(2)整備状況

問題が発生した場合には、顧問弁護士などと連携して対応することとしておりますが、今後、社内体制および外部の専門機関との連携強化に努めてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

事業の継続的、安定的伸長による時価総額の拡大が最も基本的な買収防衛策であるとの認識に基づき、現時点では、具体的な防衛策は講じておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（平成27年7月2日現在）

